



茨木市立生涯学習センター

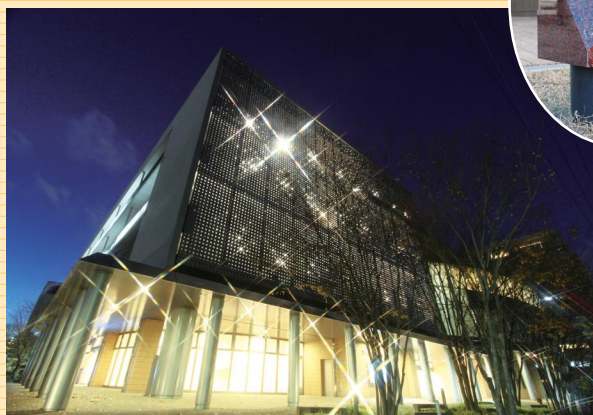
きらめき

Ibaraki City Lifelong Learning Center

ご利用案内



平成18年度 第26回 大阪都市景観建築賞
(大阪まちなみ賞) 緑化賞受賞



学ぶ喜びを まちの誇りや 豊かさに

生涯学習を推進し、教養を高め文化の向上を図り、
市民の学習活動のための核となる施設です。



寄贈のグランドピアノが昼に自動演奏で美しい音色を奏でます。
また、ランチタイムコンサートを随時開催しています。

エントランスホール

講座の開設

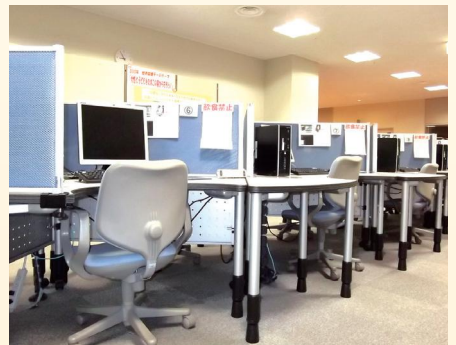
語学、歴史、文学、コンピュータ、絵画、
造形、音楽、創作などの多彩な分野で開講
します。



アトリエ

情報の収集・提供

生涯学習に関する情報について、インター
ネットをはじめ、関係資料の閲覧ができま
す。



情報コーナー

学習・発表・連携

きらめきホール、展示コーナー、多目的スタジオ、実習室、音楽室、研修室等を、生涯学習
や発表の場として、利用できます。

また、市立公民館や近隣大学と連携し、生涯学習活動を支援します。



きらめきホール



展示コーナー

利用者登録

利用申請をされる際は、茨木市施設予約システムに利用者登録を行ってください。他の施設で登録済みの方は、区分追加の申請をしてください。

(詳細については、施設窓口又は茨木市ホームページでご確認ください)

ご利用案内

- **開所時間** 午前9時から午後10時まで
(情報コーナー、展示コーナーは午後6時まで)
- **休所日** 火曜日、12月28日から翌年1月4日まで
ただし設備保守点検等のため、臨時に休所することがあります。
- **受付時間** 休所日を除き、午前9時から午後5時まで
- **利用申込み**

1. 窓口申込み

受付開始日は以下のとおりです。

(1)	会議室等は3か月前の2日から
(2)	きらめきホールは6か月前の2日から

※陶芸用電気窯は、午前9時30分を同着として、その時点で抽選によって受付順を決定します。

- ①初日が休所日の場合は、その日の翌日受付となります。
- ②毎月1日は、インターネット申込の抽選日となっておりますので、
(1)(2)に該当する月の1日(1月は4日)は受付できません。

2. インターネット申込み

- (1)茨木市施設予約システムに登録されますと、ご自宅のインターネット接続パソコンやスマートフォンで、生涯学習センターの各室(4階学習室を除く)の他、茨木市の貸室を有する公共施設の抽選申込みや利用申請の手続きが行えます。
- (2)登録は、1団体1登録、個人登録は1人1登録です。
- (3)抽選申込の受付開始日は以下のとおりです。

①	会議室等は、4か月前の20日から月末まで
②	きらめきホールは7か月前の20日から月末まで

毎月1日(1月は4日)にコンピュータ抽選を行い、利用者を決定します。

※抽選結果を確認していただき、当選の場合は抽選日の翌日から10日までの間に確定申請の手続きが必要です。

- 3. 部屋の空き状況は、利用者登録をしなくてもインターネットで見ることができます。茨木市ホームページの施設予約から「茨木市施設予約システム」に入り、ゲストログインしてください。

4. 申込み時の注意

- (1)電話や郵送での申込みや仮押さえはできません。
- (2)茨木市施設予約システムで現金払いを選択した場合は、申込日から7日以内(休所日は含まず)に窓口で使用料をお支払いください。7日以内に

● 使用上の注意

- (1) 利用時間は、仕込み、準備、観客の入場及び退場、後片付け、職員の点検等の時間を含みますので、時間内に全てを終了するようにしてください。
- (2) 会議室等の鍵は、利用開始時間の5分前からお渡しします。職員が点検を行いますので、終了時間の5分前までに片付けを終えてください。
- (3) 机・椅子等を移動させた場合は、利用終了までに原状に戻してください。
- (4) 備品等の準備、後始末又は原状回復等を行う場合は職員の指示に従ってください。
- (5) 所定の場所以外で火気を使用しないでください。
- (6) 許可なくセンター内に張り紙等をしないでください。
- (7) 他人に危害を加えたり、迷惑をかける行為をしないでください。
- (8) 建物や備品を損傷したときは、直ちに職員に届け出て、その指示に従ってください。
- (9) 利用中に出了たゴミは、持ち帰ってください。

● 冷暖房期間（原則）

冷房期間 7月1日～9月30日、 暖房期間 12月1日～翌3月31日

● 喫煙 敷地内はすべて禁煙です。

● 飲食の許可

- (1) きらめきホール、情報コーナー、展示コーナー、IT学習室、音楽スタジオ、録音スタジオ以外は、飲食可能です。
- (2) 多目的スタジオは、シート敷きの場合のみ飲食可能です。

● 飲酒の許可 和室、食工房は、飲酒可能です。※飲酒後の車・単車・自転車等の運転はできません。

● 食工房の利用

食工房器具類を使用する場合は、利用日1週間前までに使用申請書を提出してください。また、使用後は器具類を洗って熱湯消毒をし水気をとってください。

● 和室の利用

茶道具等を使用する場合は、利用日1週間前までに使用申請書を提出してください。また、使用後の茶道具等は職員の指示に従って後片付けをしてください。

● 陶芸室・工芸室の利用

陶芸用電気窯、七宝電気炉、電動ろくろ、自動カンナ盤、バンドソー等の実技室備え付け機器を使用する場合は、あらかじめ責任者を届け出て、責任を持って使用してください。

● 無料 Wi-Fiの利用

情報提供サービスの一環として、無料Wi-Fiを設置しております。インターネット情報の閲覧等にご活用ください。

- ・利用場所：生涯学習センター館内
- ・利用時間：1端末あたり1回60分、1日1回まで（1階交流コーナー、情報コーナー、2階ホワイエ）※貸室利用の場合は、利用時間内の接続が可能です。
- ・注意事項：Wi-Fiに接続する通信機器のセキュリティ対策は、利用者で行ってください。また、青少年のご利用に当たっては、保護者の方が利用機器に対してフィルタリングソフト等の適用を図るなどの適切な対応を行ってください。

● ヒアリングループ（難聴用磁気ループ）の利用

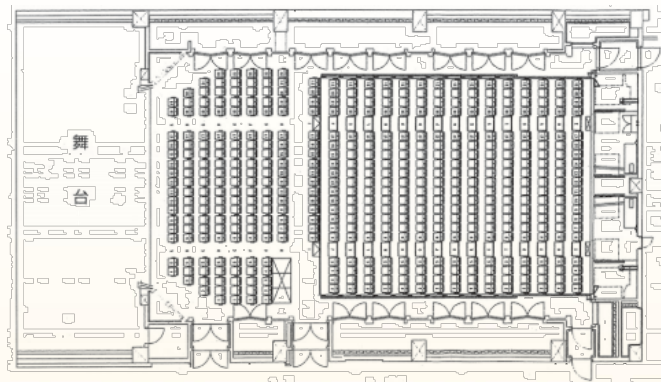
無料で利用できますので、希望される場合は事前にご相談ください。

● 禁止事項

- (1) 許可なく物品の展示・販売・契約・配布、物品販売広告類の掲示・配布はできません。
- (2) 利用の権利を譲渡し、又は転貸することはできません。

●きらめきホールの概要

- (1)客席 478席
(車椅子席3席を含む)
- (2)舞台 間口 10m
奥行 9.5m
※移動式ステージ(2m×1m)
の利用により舞台の増設も可
能です。
- (3)椅子の格納によりワンフロアー
(約300m²)として利用でき
ます。
- (4)展示パネルを設置して展示会
等の利用も可能です。



施設概要

階	区分	室名	面積(m ²)	定員(人)	使 途
1階		エンドランスホール	300		吹き抜けの明るいロビー
		交流コーナー	132		個人や団体が交流に利用
		展示コーナー	81		受講生の作品など発表の場
		喫茶コーナー	18		飲食、休憩に利用
		情報コーナー	138		インターネット機器の設置、情報の 収集と提供 ※プリントアウト・USB 接続はできません
		相談コーナー			
	有料	キッズルーム	50	26	保育士・託児担当員による一時保育(有料) 授乳室あり(無料)
		陶芸室	82	20	電動ろくろの設置
		工芸室	118	24	木工、ガラス細工等に利用
		アトリエ	95	20	絵画・織物等に利用
		和室 全室	36.5畳	34	茶・華道や会議等に利用
和室(半室1)	22.5畳	21			
	和室(半室2)	14畳	13		
2階	有料	きらめきホール	382	478	講演、音楽、映画等に利用
		控室1	20	14	楽 屋
		控室2	8	2	
		控室3	15	5	
3階		親子室	10	8	乳幼児と一緒に観覧
2階	有料	多目的スタジオ	127	70	講演、ダンス、コーラス練習等に利用 ピアノあり(有料)
		録音スタジオ	23	14	録音、編集機器の利用
		音楽スタジオ	16	10	バンド演奏等の練習
		食 工 房	90	20	調理や試食
3階	有料	連絡コーナー	41		生涯学習センター登録団体が使用
		プリント室	20		印刷・製本等の作業に利用
		研修室301	63	33	少人数の研修等
		研修室302	85	51	スライディングウォールを格納し、 1室として利用することも可能
		研修室303	84	51	
		研修室304	107	66	研修に利用 ピアノあり(有料)
		会議室305	89	60	会議に利用
		会議室306	30	18	少人数の会議等
会議室307	30	18			
4階	有料	自学コーナー	25		講座受講生用
		学習室401	63	30	きらめき講座の開催 各種学習に利用
		学習室402	61	30	
		学習室403	61	30	
		学習室404	61	30	
		学習室405	61	30	
		学習室406	34	24	
IT学習室	93	30	パソコン講座の開催		

使用料金表

●施設使用料金表 (令和5年4月1日改正)

利用時間 室名		午前	午後 A	午後 B	夜間
		午前9時から 正午まで	午後0時30分から 午後3時まで	午後3時30分から 午後6時まで	午後6時30分から 午後9時30分まで
きらめき ホール	平日	13,540円	11,250円	11,250円	13,540円
	土・日・休日	15,050	12,500	12,500	15,050
控室	1	400	300	300	400
控室	2	150	100	100	150
控室	3	300	200	200	300
親子室		200	100	100	200
陶芸室		1時間当たり 610円			
工芸室		1時間当たり 880			
アトリエ		1時間当たり 710			
和室(全室)		1時間当たり 340			
	和室(半室1)	1時間当たり 200			
	和室(半室2)	1時間当たり 140			
多目的スタジオ		1時間当たり 950			
録音スタジオ		1時間当たり 160			
音楽スタジオ		1時間当たり 110			
食工房		1時間当たり 670			
研修室	301	1時間当たり 350			
研修室	302	1時間当たり 470			
研修室	303	1時間当たり 470			
研修室	304	1時間当たり 600			
会議室	305	1時間当たり 500			
会議室	306	1時間当たり 160			
会議室	307	1時間当たり 160			
学習室	401	1時間当たり 350			
学習室	402	1時間当たり 340			
学習室	403	1時間当たり 340			
学習室	404	1時間当たり 340			
学習室	405	1時間当たり 340			
学習室	406	1時間当たり 180			
IT学習室		1時間当たり 700			

※4階学習室は、きらめき講座に優先して使用しますので、原則貸し出ししません。

備考：

1. 高校生以下の児童・生徒が2人以上の団体で次のいずれかに該当する団体が、高校生以下の児童・生徒が主体となる活動又は同児童・生徒を対象に実施する事業のために利用するときの使用料は、通常料金の2分の1の額(きらめきホールの場合、当該額に50円未満の端数があるときは端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは端数を50円とします。きらめきホール以外の諸室の場合、当該額に10円未満の端数があるときは、端数を切り捨てます。)となります。(1)高校生以下の児童・生徒の人数が構成員の半数以上である団体 (2)高校生以下の児童・生徒に乳幼児又は障害児が含まれている団体が市長が適当と認めた団体
2. 市外居住者(法人や団体の場合、所在地が市外であるもの)がご利用の場合、使用料に10割の額を加算します。
3. 利用者が入場料等を徴収し、かつ、次のいずれかに該当するときの使用料は、使用料に10割の額を加算します。ただし、高校生以下料金が適用される場合は、加算されません。(1)利用者が営利を目的とする株式会社等の法人格を有する企業である場合 (2)入場料等の金額が2,000円以上の場合
4. 特別に電気等を使用するときは、実費を徴収します。
5. きらめきホールの使用料は、控室1、控室2、控室3、親子室の使用料が含まれます。

6. きらめきホールを下記以外の日にご利用される場合の使用料は、通常料金の10分の9の額となります。(10円未満の端数は切り捨てます)
 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
7. きらめきホールの舞台のみをご利用される場合の使用料は、通常料金の2分の1の額となります。(10円未満の端数は切り捨てます)ただし、この場合は、控室1、控室2、控室3、親子室の使用料は含まれません。
8. 和室の利用許可について、全室利用と半室利用との許可申請が競合した場合は、全室利用を優先して許可します。
9. 利用時間が1時間未満の場合でも、1時間とみなします。
10. 備考9の規定にかかわらず、きらめきホール、控室1、控室2、控室3、親子室以外の諸室における午後9時から午後9時30分までの使用料は、1時間当たりの使用料の2分の1の額となります。(10円未満の端数は切り捨てます)

● 附帯設備使用料金表 (令和6年10月1日改正)

種別	品名	単位	金額(円)		備考
			1区分(ホール)	1時間(会議室等)	
舞台備品	演台	1台	300	—	
	花台	1台	200	—	
	平台	1式	1,100	—	
	絨毛せん	1式	300	—	
	上敷	1巻	100	—	
	金屏風	1双	1,100	—	
	指揮者台	1台	100	—	
	音響反射板	1式	2,250	—	
	グランドピアノ(ヤマハCF)	1台	1,650	—	調律料は別途
	グランドピアノ(ヤマハC3)	1台	750	—	調律料は別途
	リノリウム	1式	2,250	810	
増設ステージ	1台	200	—		
音響設備	マイクロホン	1本	550	—	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1,100	—	
	コンデンサーマイクロホン	1本	750	270	
	三点吊装置	1式	1,100	—	
	音響再生機	1台	750	270	
	移動型スピーカー	1台	750	—	
	ポータブルアンプスピーカー	1台	1,500	540	
	マイクロホン(会議室用)	1本	—	130	
	ワイヤレスマイクロホン(会議室用)	1本	—	130	
	アンプ	1台	—	130	
	シンセサイザー	1台	—	130	
	ドラムセット	1式	—	130	
	エレキギター	1台	—	80	
	ベースギター	1台	—	80	
	グランドピアノ(ヤマハC2)	1台	—	270	調律料は別途
	ピアノ(諸室用)	1台	—	200	調律料は別途
	オーディオ機器架	1式	—	270	
録音卓	1式	—	270		
カラオケ装置	1式	—	680		
カセットデッキ	1台	350	130		
映像設備	スクリーン	1式	550	200	
	オーバーヘッドカメラ	1台	900	320	
	プロジェクター(ホール用)	1台	2,700	—	スクリーン含む
	プロジェクター	1台	750	270	スクリーン含む
	映像再生機	1台	750	270	

種別	品名	単位	金額(円)		備考
			1区分(ホール)	1時間(会議室等)	
照明設備	ボーダーライト	1列	550	—	
	フロントサイドスポットライト	1組	550	—	
	サスペンションライト	1台	200	—	
	客席サスペンションライト	1列	200	—	
	ベビースポットライト	1台	200	—	
	シーリングスポットライト	1組	1,100	—	
	アッパーホリゾンライト	1列	750	—	
	ローホリゾンライト	1列	550	—	
	エフェクトマシーン	1台	200	—	
	ピンスポットライト	1台	550	—	
	サイドスポットライト	1台	350	—	
	天井反射板ライト	1式	750	—	
	ミラーボール	1台	300	—	
	ストロボ	1台	350	—	
その他	陶芸用電気窯	1基	—	400	
	七宝電気炉	1基	—	100	
	電動くるくる	1台	—	50	
	自動カンナ盤	1台	—	130	
	バンドソー	1台	—	80	
	展示パネル	1枚	150	50	

備考:

- この表のホール附帯設備の各使用料は、午前9時から正午まで、午後0時30分から午後3時まで、午後3時30分から午後6時まで、午後6時30分から午後9時30分までをそれぞれ1区分とした金額です。
- 高校生以下の児童・生徒が2人以上の団体で次のいずれかに該当する団体が、高校生以下の児童・生徒が主体となる活動又は同児童・生徒を対象に実施する事業のために利用するときの使用料は、通常料金の2分の1の額(ホール附帯設備の場合は、当該額に50円未満の端数があるときは端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは端数を50円とします。会議室等附帯設備の場合は、10円未満の端数があるときは端数を切り捨てます。)となります。
 - 高校生以下の児童・生徒の人数が構成員の半数以上である団体
 - 高校生以下の児童・生徒に乳幼児又は障害児が含まれている団体で市長が適当と認めた団体
- 会議室等附帯設備については、利用時間が1時間未満の場合でも、1時間とみなします。
- 会議室等附帯設備については、備考3の規定にかかわらず、午後9時から午後9時30分まで利用するときの使用料は、使用料の2分の1の額(10円未満の端数は切り捨てます)となります。

生涯学習センター団体登録

1. 登録申請

次の要件を満たす団体は、生涯学習関係団体(以下「登録団体」という)として登録申請ができ、承認されると一時保育や団体連絡箱の使用ができます。

- 生涯学習の推進を目的とし、そのための活動を恒常的(月に1回以上の活動を1年以上)に行っている、又は同一のきらめき講座(短期講座及びジュニア講座を除く)の修了生が、構成員の4分の3以上を占めていること。
- 定款・規約・会則等による運営がなされていること。
- 営利、政治又は宗教的活動を目的としないこと。
- 市内に活動の拠点を有し、市民又は市内の在勤(学)の者が10人以上含まれ、かつ構成員の過半数を占めていること。

次頁に続く

2. 一時保育 (有料)

生涯学習センター登録団体又は茨木市もしくは茨木市教育委員会が主催する講座、事業等の参加者が一時保育を利用できます。

- (1) 対象は1歳から小学校就学前(就学前の3月31日)までの幼児です。
- (2) 一時保育料は、最初の1時間が100円、以後30分ごとに50円を加算します。
- (3) 利用日の7日前まで(休所日を除く)に一時保育利用申込書を提出してください。
※詳細については、窓口でお問い合わせください。

3. プリント室

生涯学習センターに利用者登録されている団体又は個人が、プリント室を利用することができます。

- (1) 利用時間は午前9時から午後5時までです。
- (2) 印刷物はセンター内での活動に使用する資料などに限ります。 営利を目的とするものは印刷できません。
- (3) 利用料は1原稿あたり印刷枚数が500枚以下の場合は1原稿50円、500枚以上の場合は1原稿100円となります。なお、用紙はご自身でご用意ください。
※詳細については、窓口でお問い合わせください。

4. 団体連絡箱

登録団体のみ使用することができます。希望者は団体連絡箱使用申請書を提出してください。
※申請方法は窓口でお問い合わせください。

建物概要・平面図

● 建設概要

構 造	鉄筋鉄骨コンクリート造4階建
敷地面積	7,539.37m ²

建築面積	4,175.03m ²
延床面積	11,197.10m ²

● 駐車場 (有料)

116台(うち障害者用3台)
高さ制限有 1階 2.9m 2階~4階 2.1m

最初の30分	無 料
午前8時~午後8時	30分 100円
	最大料金 600円
午後8時~翌日午前8時	1時間 100円
駐車後24時間までの最大料金(2日目以降繰返し)	1,200円
定期利用(1か月)	8,000円

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをあらかじめ事務所に提示されたときは、駐車場使用料を5割減額します。

※当駐車場内での事故・盗難等については一切責任を負いません。

● 駐輪場 (無料) 250台



● 交通案内

JR 茨木駅から北へ約 1.5 km

(バス利用約 10分) *片道大人 250円 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

- ⑩のりば 追手門学院前行
中央図書館前バス停 下車すぐ
- ⑦⑧⑨のりば 阪急石橋阪大前駅・彩都西駅・豊川四丁目・
茨木サニータウン・栗生団地行
春日バス停下車 東へ約 600m

阪急茨木市駅から北西へ約 2 km

(バス利用約 20分) *片道大人 250円 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

- ②のりば 追手門学院前行
中央図書館前バス停 下車すぐ
- ②のりば 茨木サニータウン・栗生団地・豊川四丁目・
阪急石橋阪大前駅・彩都西駅行
春日バス停下車 東へ約 600m

JR 総持寺駅から西へ約 1.5 km

茨木市立生涯学習センター きらめき

〒567-0028 大阪府茨木市畑田町 1 番 43 号

TEL (072) 624-8182

FAX (072) 622-1268

 : kirameki@city.ibaraki.lg.jp



 敷地内禁煙